

志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|--------------------|----------------------------|-------|--|
| 1. 会 議 の 種 類 | 令和8年第3回定例会議事日程 | | |
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和8年3月16日(月) | | |
| 1. 開 催 年 月 日 | 令和8年3月23日(月) | | |
| 1. 開 催 場 所 | 志摩市役所405会議室 | | |
| 1. 招 集 を し た 者 | 舟戸 宏一 | | |
| 1. 委 員 数 | 4名 | | |
| 1. 出 席 委 員 | | | |
| 1. 欠 席 委 員 | | | |
| 1. 会 議 に 出 席 し た 者 | 教育長 | 舟戸 宏一 | |
| | 教育部長 | 鳥羽 久 | |
| | 教育委員会事務局参事 | 出口 尚規 | |
| | 教育総務課長 | 前田 悟 | |
| | 学校給食センター所長兼管理係長 | 阿部 享 | |
| | 学校教育課長 | 金光 孝裕 | |
| | 学校教育課副参事兼管理主事 | 村井 浩志 | |
| | 総合教育センター課長補佐 | 里中 洋典 | |
| | 生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長兼歴史民俗資料館長 | 前田 嘉仁 | |
| 1. 傍 聴 人 | 0名 | | |
| 1. 事 項 | | | |

開 会 開会時間 午後 3 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 3 番 茶呑委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 21 号 志摩市教育委員会公告式規則の一部改正について

日程第 4 議案第 22 号 志摩市スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱の制定について

日程第 5 議案第 23 号 令和 8 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について

日程第 6 議案第 24 号 志摩市社会教育委員の委嘱について

日程第 7 議案第 25 号 令和 8 年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について

日程第 8 議案第 26 号 志摩市立小中学校の在り方検討に関する基本方針について

日程第 9 議案第 27 号 令和 8 年度志摩市奨学金の貸与について

日程第 10 議案第 28 号 志摩市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

日程第 11 議案第 29 号 志摩市教育推進計画(案)について

日程第 12 議案第 30 号 志摩市指定文化財の指定について

日程第 13 議案第 31 号 志摩市スポーツ施設整備基本計画の改定について

日程第 14 報告第 8 号 令和 8 年度 県費負担教職員の人事異動内示について

日程第 15 報告第 9 号 令和 7 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議について

日程第 16 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 午後 3 時 55 分

教育長	定刻となりましたので、ただいまより令和８年第３回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。
日程第１	会議録署名委員の指名 ３番 茶吞委員
教育長	日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は３番茶吞委員を指名します。よろしくお願いします。
委員	はい。
日程第２	教育長報告について
教育長	日程第２、教育長報告についてはお手元に配付のとおりです。教育長報告について何か質問はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、次へ進めます。
日程第３	議案第２１号、志摩市教育委員会公告式規則の一部改正について
教育長	日程第３、議案第２１号 志摩市教育委員会公告式規則の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	教育総務課です。議案第２１号、志摩市教育委員会公告式規則の一部改正についてご説明いたします。資料は２ページからとなりますが４ページの新旧対照表をご覧ください。 改正の理由は志摩市公告式条例第２条が改正され、市の条例の公布について、これまで市内５カ所の掲示場にて掲示していたものが本庁１か所に掲示する方法またはインターネットを利用する方法になることに合わせて、教育委員会においても規則等の公布方法をうたう規則の改正を行うものです。改正する規則の要点は、第２条第４項の「掲示場に掲示して」を「方法により」に改正します。この改正により、規則等は掲示場に掲示する方法に加え、インターネットを利用する方法により公布することになります。以上で説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 21 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 21 号は可決されました。
日程第 4	議案第 22 号 志摩市スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱の制定について
教育長	日程第 4 議案第 22 号、志摩市スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱の制定についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。まず最初に訂正がございますので本日配布させていただいた資料をご覧くださいと思います。 本要綱設置の趣旨につきましては、第 1 条におきまして三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて競技団体が培った競技会運営ノウハウ、市民のスポーツに対する機運の高まり等のレガシーを活用し、市民がトップレベルの競技を観戦する機会を創出することで、市のスポーツ推進及び地域の活性化を図るため、本市においてスポーツ大会を開催しようとする者に対し、予算の範囲内において志摩市スポーツ大会開催事業費補助金を交付することとあります。次のページの別表 1 にございます補助対象事業の国際大会の開催事業については、国際競技団体及び国内中央競技団体とします。次のページですが全国大会の開催事業につきましては、国内中央競技団体等としまして補助率はいずれも 2 分の 1 以内としております。最終ページの別表 2 からは補助対象経費について記しております。本要綱の告示につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものいたします。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 22 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 22 号は可決されました。
日程第 5	議案第 23 号 令和 8 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について

教育長	日程第 5 議案第 23 号、令和 8 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認についてを議題とします。本案については人事案件のため非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって非公開とすることを決定いたしました。
	(非公開)
教育長	質疑はないようですので、非公開を解きます。議案第 23 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 23 号は可決されました。
日程第 6	議案第 24 号 志摩市社会教育委員の委嘱について
教育長	日程第 6 議案第 24 号、志摩市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 24 号志摩市社会教育委員の委嘱についてのご説明を行います。資料については本日配布させていただいた議案第 24 号をご覧ください。志摩市社会教育委員は社会教育法第 15 条第一項の規定に基づき設置されております。本件につきましては志摩市社会教育委員に関する条例第 2 条により教育委員会が委嘱しており、令和 8 年 3 月 31 日で任期満了となるため、改めて社会教育委員を委嘱するものがあります。なお、委嘱候補者の委嘱期間につきましては志摩市社会教育委員に関する条例第 3 条の規定に基づき令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間といたします。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので採決に移ります。議案第 24 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。よって議案第 24 号は可決されました。
日程第 7	議案第 25 号 令和 8 年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について
教育長	日程第 7 議案第 25 号、令和 8 年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針についてを議題とします。本案については私から説明をさせていただきます。 まず幼稚園の教育方針としては赤い字で示されている部分が昨年度より変わった部分で、主なものは小学校への円滑な接続という言葉を入れてある部分と、関係機関との連携による子育ての支援を推進という部分が入っています。一番下へいきますと、推進計画が令和 8 年から新しくなることに伴い、それに対応するという一方で、誰もが大切にされる教育、一人ひとりの可能性を伸ばす教育、地域を誇り、生涯に渡って学び続ける教育ということを新しい教育推進計画に合わせてあります。以上が幼稚園の教育方針についてとなります。 小中学校での重点取り組みにつきましては、大きく変更させていただきました。先ほど申し上げましたように、来年度から推進計画が新しいものになるため、それに対応する形に整理したほうが良いのではないかとということで①、②、③、④が推進計画に関わる場所です。これまでの内容が黒字で、推進計画を基に新たに付け加えた部分が赤字になります。④は全て新しくなっています。⑤についてはこれまでも推進計画とは別にあったもので、教員の資質能力及び組織力の向上、健康管理という部分で一部文言を付けながら変更してあります。いずれも一番上の黄色の枠にあります重点取り組みが一番大事な取り組みとして、来年度も小中学校で引き続き実践していく内容になり、それを支えるために具体的な内容を入れたものになっています。以前は一番下には推進計画がありましたが、推進計画を真ん中の四角の中に取り込むことによって一番下の部分は保護者、地域の人との願いというものがもとになって教育が進んでいくという仕組みにしたものでございます。以上が説明になります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いします。質疑があれば受けませんがいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので採決に移ります。議案第 25 号について承認される方は挙手お願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 25 号は可決されました。
日程第 8	議案第 26 号 志摩市立小中学校の在り方検討に関する基本方針について
教育長	日程第 8 議案第 26、志摩市立小中学校の在り方検討に関する基本方針について

	を議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	それでは 26 号の志摩市立小中学校の在り方検討に関する基本方針について説明をさせていただきます。資料については 19 ページ、20 ページになります。現在志摩市では小中学校の児童生徒数の減少に伴いまして、学校規模の適正化が課題となっておりまして、具体的には浜島小学校において、令和 5 年度から複式学級が 1 学級編成されており、令和 7 年度には 2 学級編成されています。また浜島中学校においては、令和 9 年度に文岡中学校との統合が既に決定しています。浜島地区に限らず、市内には 1 クラスあたりの在籍人数が 20 人を下回る学級が複数の小中学校で発生してきている現状があり、今後も続くことが見込まれます。このような現状を踏まえまして令和 8 年度以降の志摩市立小中学校の在り方に関する基本方針を定めるものでございます。 まず 1 つ目ですが、在り方検討を開始する基準を決めます。基準については、平成 21 年度に策定した志摩市立小中学校再編基本計画も参考にし、次の基準に該当した段階で検討を開始します。小学校は複式学級が複数発生した場合とします。中学校は 3 学年すべてにおいて 1 学年あたりの生徒数が 20 人以下となった場合とします。 2 つ目に、検討および決定の方針を示します。あり方の検討については、プロセスの透明性を確保し、次の手順で地域や保護者の皆さんの意見聴取を重視して進めていきます。1 つ目は、検討を開始する基準に達した際は、対象校区内のすべての保護者を対象として意見交換会を行います。次に 2 つ目、保護者の代表や地域住民等で構成する在り方検討会を組織しまして具体的な方向性を協議します。次に 3 つ目ですが、アンケートや説明会の実施によりまして、丁寧な対話を通じて地域の理解と協力を得ながら、在り方検討会を中心に今後の学校の在り方や教育環境について決定します。なお、この基本方針の策定日は令和 8 年 4 月 1 日とし、承認いただきました後は志摩市ホームページで公表する予定としております。以上で在り検討に関する基本方針の説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	例えばこれが皆さんに公表された時に、浜島小学校は複数学級が多いから再編になるのかという質問が出てきた場合はどのように答えれば良いのでしょうか。
事務局	こちらにつきましては、統廃合ありきの話ではなく、もちろん少人数であったと

	しても、地元の方や保護者の方が引き続きこのまま小学校を続けていってほしいと意見がありましたら尊重しながら検討して行きたいと思います。ある程度の基準を設けたうえで学校の在り方について検討する機会を設けるための基準を定めたものであります。そのため委員が言われるように、来年度は小学校につきましては浜島小学校が対象になりますし、中学校につきましては大王中学校が3学年とも1学年20人を下回るという状況がありますので、一度色々な意見をいただいたうえで、継続するのか統合に向けて話をしていくのかということを話し合っていきたいと考えております。
教育長	よろしいでしょうか。
委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第26号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第26号は可決されました。
日程第9	議案第27号 令和8年度志摩市奨学金の貸与について
教育長	日程第9 議案第27号、令和8年度志摩市奨学金の貸与についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	令和8年度の志摩市奨学金の貸与について説明させていただきます。資料につきましては、21、22ページとなります。 令和8年度の奨学金の貸与予定でございますが、資料22ページの表のとおり新規の方で高等学校相当としまして5人を見込み、1人あたり240千円で計1,200千円。大学相当も5人を見込み、1人あたり360千円で計1,800千円の予定とさせていただいており、高校と大学の合計としまして3,000千円を見込んでいます。 続きまして継続の方でございますが、高等学校相当の方の令和7年度の申請がなかったため令和8年度は0人とさせていただいております。大学相当の継続につきましては、令和7年度に継続の申請をした方が2人おみえでしたが、令和7年度末でうち1人が卒業により貸与が終了となりますので、残り1人が継続する見

	込みで1人あたり360千円としております。新規と継続の合計といたしまして、11人分で3,360千円の貸与を予定しております。以上で説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第27号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第27号は可決されました。
日程第10	議案第28号 志摩市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について
教育長	日程第10 議案第28号、志摩市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	議案第28号志摩市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)についてご説明させていただきます。最初に作成の経緯ですが、令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等、いわゆる給特法の一部を改正する法律において、教育職員の長時間労働の是正をさらに推進させるため、時間外在校等時間の上限規制や健康確保措置の実効性確保、業務の適切な分担、見直しなどについてより具体的な枠組みが示されました。加えて各教育委員会に対して業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と毎年の進捗状況の公表、PDCAサイクルによる継続的な改善が義務付けられました。このことを受けまして、本市におきましても三重県教育委員会が策定した県の計画案を参考に資料のような計画案を作成させていただきました。計画案については7項目からの構成で、25ページの目次にありますように、主なものとしては現状と課題の分析、基本方針、目標と取組の方向性、そして進捗管理といった構成で作成させていただいております。 内容について簡単にご説明させていただきます。まず、現状と課題においては28ページから34ページに記載してありますが、例えば1年間における時間外在校等時間の平均時間が令和6年度実績は23.9時間でした。その時間につきましては年々減少し、国が目標と示す30時間を下回っております。このことはこれまでの取り組みの成果が少しずつ表れてきているのかなと思いますが、一方で長時間労働

働となっている教育職員が存在し、時間外勤務の分布には偏りがみられる状況があります。特に月 80 時間超の超えている教育職員はだいたい月平均 4 人存在するなど、全体の平均労働時間は抑制されているものの、一部の職員に時間外労働が集中しているような傾向があります。こうしたことから、全体の時間の削減はもちろんです、一部の教育職員への時間外労働の偏在を解消し、個々の負担軽減に取り組み、全ての教育職員が上限時間内で業務を遂行できる環境を整備していくことが課題であるにとらえております。特に健康被害のリスクが高い 80 時間超の職員をなくすことを最優先としながら取り組んでいく必要があると捉えております。

現状の課題を基に計画の基本方針については 35 ページから 39 ページに記載してあります。教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することで質の高い持続可能な教育環境を実現することを目的とし、具体的な数値目標を掲げて、1 つは業務量管理に関する取組、もう 1 つは健康確保・働きがいに関する取組、この 2 つの方向性を示して具体的な取組を行っていきます。

1 点目の業務量管理に関する取組については、先ほど申し上げた時間外在校等時間の削減に向けた取組や、学校教育職員が担う業務の適正化といったことを柱に所載の取り組みを展開していきます。また 2 つ目の健康確保、働きがいに関する取組については、働きやすい環境づくりであったり、教職員の健康管理、メンタルヘルス対策等といったことを柱に取組詳細を展開していきます。

最後に進捗管理については 40 ページから 43 ページに記載してありますが、教育委員会事務局と学校とに分けてそれぞれ実施していきます。市教委においては、志摩市学校職員衛生委員会ですべての計画の進捗を管理し、総合会議や市関係部局と情報共有することで市全体で連携し、取組を推進していく体制を構築していきたいと考えております。また各学校におきましては学校目標の設定と実践を軸にして全教育職員の共通理解のもと、業務の平準化であるとか削減に取り組んでいきます。学校の成果と課題については、現在もある学校マネジメントシートというものを活用して PDCA サイクルをもとに分析を行っていき、学校運営協議会等の関係機関を含めた機関とも連携して分析、助言などもいただくことで、よりその学校の状況であるとか課題も明確にし、次年度以降につなげていきたいと考えております。

以上簡単ではございますが、本市計画案についてご説明させていただきましたが、教育職員の時間外労働については、これまでもそうですが喫緊の課題であると捉えております。もちろん教育分野ですので一概にすべてを 1 つの線や数値だけで決めたり、例えば生徒指導や保護者対応においてはどうしても時間外での対応が必須となるような状況は昔も今も変わらず難しい部分があることは事実です。しかしながら時代とともに、例えば職員の働き方やライフワークバランスについての考え方も変化しておりますが、教育の本質を大切しつつ、新しい変化を積極的に取り入れていかなければならない時代になってきていることも事実です。また各先生方の勤務状況については現状や課題の数値で表れていない部分につきましても、教育委員会としてはしっかりと受け止め、今後の対策を行っていかね

	ばならないと考えております。逆に具体的な取組みそのものが負担となっても効果ありませんし、時間増につながらないようにしっかりと現場の声を聞き、現場と連携しながら 1 つひとつ取組を進めていかなければならないと考えております。幸いにも令和 7 年度におきましては常勤講師、それから正規の職員含めて 1 年間休職する先生はいませんでした。先生方の労働環境を整えることはやりがいの一助にもなることは事実ですが、そういった環境を整えることで、最終的には子どもたちの豊かな学びにつながっていくものと事務局としても捉えております。これからもそういった意識を忘れず、次年度以降におきましても少しでも実効性のある取組になるよう学校現場と連携しながら取組を進めてまいりたいと思います。以上ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 28 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 28 号は可決されました。
日程第 11	議案第 29 号 志摩市教育推進計画(案)について
教育長	日程第 11 議案第 29 号、志摩市教育推進計画(案)についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。議案第 29 号志摩市教育推進計画について説明させていただきます。資料は別紙第 3 期志摩市教育推進計画の概要のほうをご覧ください。まず第 3 期志摩市教育推進計画は教育基本法第 17 条に規定されている国の教育支援法、基本計画に準じて、同条第 2 項の規定に基づき志摩市における教育の基本となる計画を定めるもので、市が策定する志摩市教育大綱に基づき市と教育委員会が連携し、具体的な取組を本計画に位置づけるものです。しまらぶ、未来を創る人づくりという基本理念を基に令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間で期間になります。子どもの減少、生産年齢人口の減少が教育の在り方や働き方、地域の在り方に影響を与えている背景のほか、A I に代表される急速な情報化、先のない予測困難な社会情勢の中を生きていくために必要な力を育てていくための計画です。 基本計画は 1、誰もが大切にされる教育、2、一人ひとりの可能性を伸ばす教育、

	3、地域を誇り、生涯にわたって学び続ける教育、そして最後に未来を創る人材を育む教育とし、これらの目標を推進することで、自立、つながり、発信の、3つの力を育みます。また3つの力を育み続けることで自己肯定感を高め、より良い未来を創る人づくりにつなげていきたいと考えています。 これら4つの基本目標を達成するために24の施策の取り組みが進められます。まず1つ目の誰もが大切にされる教育では、人権教育、いじめ見逃しゼロをめざした教育の推進、特別支援教育の推進、不登校の子どもに対する支援の推進、防災・減災教育の推進、そして最後に安全、安心な学校づくりの推進という6つの施策。2つ目の一人ひとりの可能性を伸ばす教育では、幼児教育の推進、確かな学力の育成、道徳教育の推進、健康教育の推進、体力の向上の推進、教職員の資質向上、家庭での学びの推進、学校と家庭、地域の連携の8つの施策があります。3つ目の地域を誇り、生涯にわたって学び続ける教育では地域に学ぶ教育の推進、生涯学習の推進、読書活動の推進、スポーツの推進、伝統文化、地域文化の保存、活用、継承、そして青少年健全育成の推進の6つが定められています。そして最後に未来を創る人材を育む教育ではデジタル、シティズンシップ教育の推進、キャリア教育の推進、グローバル教育の推進、主体的に社会参画する力の育成という4つが示され、各施策には目指す姿、基本的な考え方、検証と課題、取り組み内容、そしてKPI 重要業績評価指標が記載されています。説明は以上となります。ご承認賜りますようお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	これまでも審議していただいたものの完成版ということでご確認をお願いします。質疑はないようですので採決に移ります。議案第29号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第29号は可決されました。
日程第12	議案第30号 志摩市指定文化財の指定について
教育長	日程第12 議案第30号、志摩市指定文化財の指定についてを議題とします。本案について事務局より説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第30号、志摩市指定文化財の指定についてご説明いたします。資料は45ページからとなります。本議案につきましては令和8年1月20日開催の志摩市教育

	委員会、令和８年第１回定例会におきまして志摩市指定候補文化財であります木造薬師如来坐像の市指定文化財指定につきまして志摩市文化財調査委員会に諮問することを議決いただきました。志摩市文化財保護条例第５条第４項の規定に基づき、令和８年２月９日付で文化財調査委員会に諮問を行い、令和８年２月１７日に同委員会を開催し協議を行いました。同日、志摩市文化財調査委員会が志摩市指定文化財として指定することを可とする旨の答申になったため、有形文化財、木造薬師如来坐像を市指定文化財として指定することについてお諮りするものであります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第３０号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第３０号は可決されました。
日程第１３	議案第３１号 志摩市スポーツ施設整備基本計画の改定について
教育長	日程第１３ 議案第３１号、志摩市スポーツ施設整備基本計画の改定についてを議題とします。 事務局。
事務局	議案第３１号、志摩市スポーツ施設整備基本計画の改定についてご説明いたします。資料は５０ページからとなります。本議案につきましては令和４年度に策定した志摩市スポーツ施設整備基本計画の計画期間が令和８年度をもって終了することからこれまでの進捗と成果を検証するとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを改めて捉えなおす必要があります。市民が将来にわたり安全・安心かつ効果的に施設を利用できるよう現行計画の改定に向け、志摩市スポーツ推進審議会条例第２条第３号の規定により、志摩市スポーツ推進審議会へ諮問をしたためご提案いたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 31 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 31 号は可決されました。
日程第 14	報告第 8 号 令和 8 年度 県費負担教職員の人事異動内示について
教育長	日程第 14 報告第 8 号、令和 8 年度県費負担教職員の人事異動内示についてを議題とします。本案は人事案件のため非公開にしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって非公開とする事に決定しました。 (非公開)
教育長	質疑はないようですので、非公開を解きます。以上で報告第 8 号は承認されました。
日程第 15	報告第 9 号 令和 7 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議について
教育長	日程第 15 報告第 9 号、令和 7 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 9 号、令和 7 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議についてご説明いたします。資料につきましては 53 ページからとなります。令和 8 年 2 月 12 日に令和 7 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議を開催いたしました。議題といたしましては、令和 8 年度社会教育関係事業計画について事務局より説明をもらい、迫塩収蔵庫の整備計画、スポーツ施設等におけるスマートロックシステム、図書館情報システムの更新、二十歳の集い、青少年補導センターの活動状況、県指定文化財保護補助金等についての質問や事前に受け取りました社会教育等に関する質問、意見について事務局から回答を行いました。詳細につきましては本資料をご参照いただきたいと思います。報告は以上です。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。

各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第9号は承認されました。
日程第16	その他協議・報告案件について① 各課からの報告② その他
教育長	日程第16 その他協議、報告案件についてを議題とします。まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告の後、一括して行いますのでご了解をください。 事務局。
事務局	教育総務課から4月20日月曜日、10時から第4回の定例教育委員会を405会議室で開催させていただきます。同日、4月20日月曜日の1時30分から令和8年度の主要事業と予算配当説明会を401、402会議室で開催します。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。3月25日水曜日に小中学校の修了式が行われます。3月31日火曜日15時から令和7年度志摩市教職員退職辞令等交付式が行われます。場所は401、402会議室です。4月1日10時30分から令和8年度教育委員会事務局人事異動通知書等交付式、続いて11時10分から令和8年度志摩市教職員人事異動通知書等交付式が401、402会議室で行われます。4月7日火曜日、志摩市は小中学校1学期始業式になります。4月8日は中学校入学式、4月9日木曜日は市内小中学校の入学式となります。教育委員のみなさんにはご臨席よろしく願います。4月10日鵜方幼稚園の入園式です。4月13日から4月15日につきましては浜島中学校、大王中学校、志摩中学校、東海中学校、磯部中学校、市内5中学校が合同で修学旅行に行きます。方面としては東京となっております。4月20に教育総務課がお伝えしたとおり、予算案、配当説明会を行います。以上となります。
教育長	事務局。
事務局	総合教育センターは特に大きな行事予定はありません。以上です。
教育長	事務局。
事務局	3月27日金曜日から4月29日水曜日まで、「写真でみる伊雑宮のお木曳」ということで特別展示を開催いたします。これは4月12日に伊雑宮のお木曳もございしますので、それに合わせたような特別展示となっております。3月26日第22回東海6、9人制クラブバレーボール男女選手権大会報告会で志摩クラブが4連覇ということですのでこちらの報告会に来ていただきます。3月29日につきましては

	今年度から少し名前が変わり、伊勢志摩潮騒ロゲイニング 2025in 志摩市阿児町ステージとして阿児町中心にロゲイニングのほうが開催されることになります。3月30日、令和7年度第4回志摩市学校部活動在り方検討会を開催いたします。4月19日は志摩ロードパーティーフマラソン 2026 となっております。以上です。
教育長	以上で各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、次へ進めます。②その他について、何か報告がありましたら。
各委員	(報告なし)
教育長	ないようですので、その他、協議、報告案件を閉じたいと思います。 以上で本日の日程は全て終了しました。次回の定例教育委員会は、令和8年4月20日月曜日午前10時から405会議室で行います。 以上で、令和8年第3回定例教育委員会を閉会します
	本日の会議を記録し、署名する。
	教 育 長
	委 員